

令和五年十二月二十五日付け広島県報（号外）第三十九号に登載の公布された条例のあらましの一部を次のように訂正する。

地域政策局市町行財政課長

五	ページ	一八	行	市町を経由することにより	正	市町が	誤
---	-----	----	---	--------------	---	-----	---